

3. 国費外国人留学生

(1) 奨学金の給付

国費留学生に対し、研究留学生については月額 145,000 円（博士課程）、144,000 円（修士課程）、143,000 円（非正規生）、また学部学生については月額 117,000 円（金額はいずれも平成 28 年度実績）の奨学金が文部科学省から支給されます。この奨学金を受給するためには、毎月 5 日までに国際交流係にある所定の在籍簿に署名しなければなりません。この期間に旅行等のため署名することができない場合は、事前に必ずその旨を国際交流係に連絡してください。

奨学金は、毎月 20 日以降に各人の銀行口座に振り込まれます。

ただし、やむを得ない理由により、10 日以降に署名した場合は、翌月の15 日以降に各人の銀行口座に振り込まれます。

なお、月の初めから終わりまで日本を離れている場合は、その月の奨学金は支給されませんので注意してください。

(2) 奨学金支給期間の延長

奨学金支給期間終了後も引き続き大学院修士課程又は博士課程に在学若しくは進学する研究留学生については、文部科学省が定めた支給延長期間まで支給期間の延長を申請することができます。申請の時期は、毎年 11 月（3 月満了者）になりますので、国際交流係に申し出てください。

手続きには、次の書類等が必要です。

- ① 申請書
- ② 指導教員の意見書

以上の書類を大学を通じて提出し、文部科学省の選考に合格すれば、国費外国人留学生としての留学期間が延長し、奨学金が継続支給されます。

ただし、申請者全員が延長を認められるとは限らないので、不合格となった場合のことを考えておいてください（帰国の手続きも同時に進めておくことが必要です）。また、私費留学生となって、日本に留まり、研究を続けていくことができるかどうか、考えておく必要があります。

(3) 帰国旅費

次に該当する国費留学生には、帰国のための航空券が支給されます。

- ① 学部留学生で奨学金支給期間を終了し、大学を卒業した者
- ② 研究留学生で奨学金支給期間を終了し、研究を修了した者

3. 国费外国留学生

(1) 奖学金的颁发

文部科学省面向国费的研究留学生博士、硕士、非正规生以及学部学生各自每月支付 145,000 日元、144,000 日元、143000 日元、117,000 日元（2016 年度金额）奖学金。想要领取这些奖学金，必须在每月 5 日之前在国际交流办公室所规定的在籍簿上签字。其间如旅行等原因无法签字的，请务必事先通知国际交流办公室。

每月 20 日以后向个人的银行账户汇入奖学金。

但是，因不得已的理由在 10 日以后签字的，只能在次月的15 日以后才能向其银行账户汇入奖学金。

此外，从月初到月末期间都离开日本的，将不会支付当月的奖学金，敬请注意。

(2) 奖学金支付期限的延长

对于奖学金支付期限结束后依然继续攻读研究生院硕士课程或博士课程的研究留学生，在文部科学省规定的支付延长期限之内可以申请延长支付期限。申请期限为每年 11 月（3 月期满者），请向国际交流办公室提交申请。

办理手续需要以下资料。

- ① 申请书
- ② 指导教师的意见书

通过大学提交上述资料，且通过了文部科学省的选拔，就可以延长国费外国留学生的留学时间，也能够继续获得奖学金。

但是，不能保证所有申请者都可以获得延长的认可，应该考虑到未获认可的情况（需要同时准备办理回国手续）。还应该考虑变成自费留学生后留在日本继续研究的情况。

(3) 回国旅费

符合以下条件的国费留学生，可以获得回国机票。

- ① 作为学部留学生，奖学金支付期限结束，且大学毕业生
- ② 作为研究留学生，奖学金支付期限结束，且研究结业者
- ③ 作为教师研修留学生，奖学金支付期限结束，且教师研修结业者
- ④ 文部科学省高等教育局长认定特殊情况回国的理由合理者

截止到回国的约 5 周前（3 月回国者为 1 2 月）向国际交流办公室提交“回国旅费支付申请书”。

- ③ 教員研修留学生で奨学金支給期間を終了し、教員研修を修了した者
- ④ 特別な事情により帰国させることを文部科学省高等教育局長が適当と認める者

帰国の約5週間前（3月に帰国する人は12月）に、国際交流係に「帰国旅費支給申請書」を提出してください。

奨学金の支給期間延長を希望する人も、延長が認められなかった場合、帰国するのであれば、前もって帰国旅費の申請をしてください。

航空券は、文部科学省の指定した旅行会社から発給されます。発給の通知がきたら、国際交流係で航空券を受け取ってください。

なお、航空券を現金に換えることはできません。

ただし、以下の者には帰国旅費は支給されませんので、注意してください。

- ① 奨学金支給期間中途において、個人の都合で帰国する者
- ② 奨学金支給期間終了後も引き続き日本に滞在する者
- ③ 奨学金支給期間終了後の末日までに帰国しない者

(4) 国費外国人留学生証明書

日本政府（文部科学省）から奨学金を受給している旨を証明するものです。在留期間の更新等の手続きが必要な場合は、国際交流係に申請してください。

期待着延长奖学金支付者中，若延长申请未获认可时打算回国，请事先提交回国旅费支付申请书。

机票是由文部科学省所指定的旅行社发放。得到发放通知后，请到国际交流办公室领取机票。

机票禁止换成现金。

但是，以下人员不能发放回国旅费，敬请注意。

- ① 奖学金支付期限未结束，但是因个人原因中途回国者
- ② 奖学金支付期限结束后，继续滞留日本者
- ③ 奖学金支付期限的最后一天为止没有回国者

(4) 国费外国留学生证明书

能够证明从日本政府（文部科学省）获得奖学金的证明书。如果在滞留期间更新手续等方面需要，可以向国际交流办公室提交申请。